

政府決定（平成20年6月12日）に基づく 後期高齢者医療保険料の お支払い方法の変更

後期高齢者医療保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、または本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下のいずれかの要件を満たす方は、市民窓口グループ（1階2番窓口）へ申し出ていただくことにより、保険料を口座振替でお支払いいただくことが可能となります。

- ①国民健康保険の保険税を確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合
- ②世帯主または配偶者がいる方（年金収入が180万円未満の方）でその方の口座から口座振替により納付する場合

市民窓口グループへお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、8月18日(月)を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただきますこととなります。ご了承ください。

政府決定（平成20年6月12日）に基づく 後期高齢者医療保険料の 軽減割合を拡大します

7月中旬に、平成20年度分の後期高齢者医療保険料についてのお知らせを送付しましたが、以下の方は、減額後の保険料のお知らせを**8月以降に送付**いたしますので、ご確認ください。

- 平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方
➔ 一律8.5割軽減とします。
- 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方
➔ 所得割額を一律5割軽減します。

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111（内線227）